

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業

5/12現在

今までいただいたご質問への回答

No.	項目	質問内容	回答
Q01	事業対象	平成22年5月1日(土)に開所したばかりだが、事業の対象になるか。	平成22年5月1日に開所していれば対象になります。
Q02	事業対象	今回は介護福祉士コースの募集はしないのか。	介護福祉士コースは定員に達したため募集しません。
Q03	事業対象	今回の対象となる方は、介護職員処遇改善事業での該当者となるのか。	介護職員処遇改善事業の対象となります。
Q04	事業対象	横浜市が実施している処遇改善事業を受けている場合、この事業は受託できるか。	可能です。
Q05	事業対象	助成金併給不可の詳細について、事業所での併給不可なのか、個人に対しての併給不可なのか。	同一の個人に対しての併給は不可になります。従って、新規雇用者とは別の職員が何らかの助成金を受給している場合は、本事業の受託は可能です。
Q06	採用・募集	この制度を利用して採用する職員募集については、どのような手続きが必要か。	事業所の方は、公共職業安定所、求人誌への掲載、自社のホームページ等で募集してください。希望する事業所については横浜市からは市民向けに広報よこはま7月号で周知します。
Q07	採用・募集	この制度を利用する対象者との雇用契約の手続きは、どのような形でおこなわれるのか。	委託事業の期間内の有期の雇用契約となります。委託事業の終了後は、法人ごとの雇用契約で継続雇用をお願いします。
Q08	採用・募集	介護職員基礎研修修了者は対象になるのか。	対象になります。
Q09	採用・募集	失業していることの確認については、離職票等の書類が確認できない場合、何で確認すればよいか。	職歴は、書面(履歴書、職務経歴書等)で確認してください。「失業」とは「仕事がなく求職していること」が前提であるため、「求人誌等で仕事を捜していた」等のことを聞き取り、新規雇用者確認票(様式2)に記録しておいてください。
Q10	採用・募集	採用する職員の募集活動をした結果、一人も雇用契約に至らなかった場合事務費は出るのか	その場合、事務費はお支払いできません。
Q11	雇用契約	雇用契約について、資格取得中は施設と地方自治体との間の契約をベースに設定される、とあるが、具体的に何か金額等についての枠や上限等はあるのか。	金額については、募集要項ページ2(5) 委託料をご覧ください。
Q12	雇用契約	資格取得後の雇用は、施設が被雇用者の契約内容を定めてもよいか。	資格取得後に、施設指定の契約内容で雇用を継続することは可能です。
Q13	雇用契約	雇用して資格が取れなかった場合は、委託料は支払われないのか。	その場合、事業所は雇用契約を解除し、市と事業所との委託契約も解除 となります。ただし、働いていた期間の委託料はお支払いします。次に新たに無資格者を雇用し受講させることも可能ですので、ご相談ください。
Q14	雇用契約	正規社員としての採用者のみの対応なのか、アルバイト、パート契約でも利用できるのでしょうか。	月に11日以上雇用であれば可能です。
Q15	雇用契約	新規雇用者側が契約期間中に途中退職した場合はどうなるのか。	その場合、新規雇用者との雇用契約は解除となります。理由書を提出してください。働いていた期間の委託料については、退職後、事業所から提出された請求書に基づき、受託事業所指定の口座に振り込みます。
Q16	雇用契約	労働者側が個人情報の漏洩など重大な規律違反等をした場合は、雇用側は契約解除ができるのか。	この場合は雇用者側からの雇用契約解雇は可能と考えます。
Q17	雇用契約	入職時に実施する健康診断料は事務費から支払えるか。	対象となります。
Q18	雇用契約	雇用契約期間の途中で退職してしまった場合、残った期間・委託料で、別の方を雇用しても良いか。	途中で退職となった場合は、別の方を雇用することも可能です。その場合は、速やかにご相談ください。
Q19	資格取得	資格取得の為の講義も委託事業所で行わなければならないのでしょうか。講義に関しては、専門学校等に委託可能なのでしょうか。	新規雇用者は、専門学校等の研修機関に通って受講することになります。受講料は、委託料の中に含まれますので、事業所が研修機関に受講料を支払うことになります。
Q20	資格取得	現在、無資格で雇用している職員について、この制度を利用する事は可能か。	すでに雇用されている方は、対象外です。

No.	項目	質問内容	回答
Q21	新規雇用者育成	同じ法人内の他事業所での実習は可能ですか。	研修の一環で一時的であれば可能です。
Q22	新規雇用者育成	実施を希望する事業所(学校)で教室を確保できない場合は、同一法人の他事業所(学校)の教室を使用して実施するのは可能か。	研修場所として県に届出ている場所であれば可能です。
Q23	新規雇用者育成	トレーナーについては、要件等の条件はあるか。	条件はありません。事業所で決めていただいた方になります。
Q24	新規雇用者育成	トレーナーの人数には制限があるか。	人数に制限はありません。
Q25	介護保険	無資格者を勤務させる事になりますが、減算対象にならないのでしょうか。	訪問介護事業所においては、無資格者は訪問介護員としては従事できないため、事務補助や同行訪問などを行うことになると思います。
Q26	介護保険との調整	訪問介護の場合は資格取得後でないと実際の労働はできないので、資格取得までは併設もしくは法人内の別の通所介護や認知症対応型共同生活介護等の労働に従事し、資格取得後は訪問介護に従事することは可能か。	別の事業所で労働に従事することはできません。、事務補助や同行訪問などを行うことになると思います。
Q27	介護保険との調整	この事業で雇用した方は、介護保険上の人員基準に含めることはできるか。	新規雇用者が直接介護を行う時間については、介護保険上の人員基準に含めることはできます。 ただし、その場合、介護報酬算定上の介護職員としても扱う必要があります。(例: サービス提供体制加算を取っている場合、新規雇用者を介護職員に含めることで、資格者の割合が変わることになります。)
Q28	その他	選定委員会で事業所を選定する際の基準はあるか。	主に次の項目で選考します。 1 事業所の運営状況 2 職員のスキルアップ支援への取り組み 3 新規雇用職員の継続雇用の可能性
Q29	雇用契約	新規雇用者宅から勤務の為に事業所に通う交通費と研修機関に通う為の交通費に違いはあるか。	自宅から事業所に通う交通費は人件費に含まれますが、事業所から研修期間に通う交通費は事務費となります。自宅から研修機関へ直接通う場合は事務費となります。
Q30	資格取得	研修機関に指定はあるか。	ありません。ホームヘルパー2級を取得可能な機関であれば通学でも通信でも可能です。
Q31	事業対象	認知症対応型通所介護の事業所も申請できるか。	可能です。企画書の事業種別は通所介護となります。
Q32	募集・採用	求人広告に「市の委託事業につき資格取得費用は全額会社負担。受講時間も給与保障あり」と載せても良いか。	可能です。
Q33	雇用契約	委託契約金額を超えることが明らかな失業者は対象となるか。	対象となります。 ただし、実際の支出が見積もり額を超えた場合、その差額は事業所負担となります。(追加で委託料のお支払いはできません。)